

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	糸満市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.itoman.lg.jp/docs/2015082800019/

執行機関名 糸満市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	糸満市就学援助規則(平成19年糸満市教育委員会規則第4号)による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		糸満市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第5の項 糸満市就学援助規則による就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	糸満市就学援助規則(平成19年糸満市教育委員会規則第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育機会均等に寄与することを目的とする。	第一条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者、又は就学予定者の保護者(法第17条第1項又は第2項に規定する就学予定者の保護者をいう。以下同じ。)に対し必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		糸満市就学援助規則(平成19年糸満市教育委員会規則第4号)